

離島振興法(昭和28年法律第72号)の概要

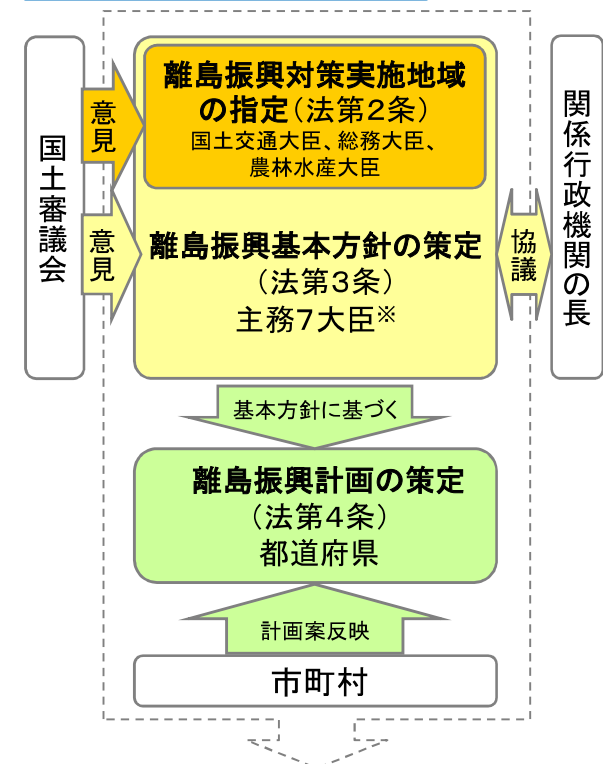
1. 離島振興法の目的(第1条)

我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、多様な再生可能エネルギーの導入及び活用等に重要な役割を担っている離島が、人口減少、高齢化等、他の地域に比較して厳しい条件下にあることに鑑み、人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が多額である状況や、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差の是正等を図るため、国等の責務を明らかにし、地域における創意工夫を生かすとともに、離島と継続的な関係を有する島外の人材も活用しつつ、離島の振興のための特別の措置を講ずることによって、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、地域間交流を促進し、もって無人の離島の増加及び人口の著しい減少の防止や定住の促進を図り、あわせて国民経済の発展及び国民の利益の増進に寄与することを目的とする。

2. 離島振興法に係る施策及び主な特例措置等

- 補助率の嵩上げ（法第7条）
 - ・港湾、漁港、道路、空港、義務教育施設 等(1項)
 - ・災害復旧事業(4項)
 - ・簡易水道(5項)
 - ・他の政令による特例措置(海岸・土地改良 等)(6項)
 - ・教員住宅 等(7項)
- 離島広域活性化事業、離島活性化交付金（法第7条の2～第7条の4）
- 税の特例(法第19、20条)
 - ・所得税・法人税の特別償却
 - ・地方税の課税免除に伴う減収補填
- 各種配慮事項（法第6条、8条、10条～18条）
 - ・公共事業予算の明確化（6条第2項、3項）
 - ・地方債への特別の配慮(8条)
 - ・医師等の確保、妊婦支援、遠隔医療の実施 等(10条)
 - ・介護・障害福祉サービスの提供、高齢者・児童福祉施設整備支援 等(10条の2、11条)
 - ・交通の確保、人の往来・物資の流通に要する費用の低廉化 等(12条)
 - ・高度情報通信ネットワークの充実、維持管理及び先端技術の活用推進 等(13条)
 - ・産業振興、人材の確保、職業能力の開発・向上(14条、14条の2)
 - ・住宅の確保(空き家活用を含む)、水の確保等の生活環境整備(14条の3)
 - ・島外通学への支援、教職員の確保・処遇改善、遠隔教育、離島留学の推進 等(15条)
 - ・再生可能エネルギーの供給体制整備及び利用推進 等(17条の3)
 - ・事前防災、減災等に資する国土強靱化の観点踏まえた防災対策の推進(17条の4)
 - ・小規模離島における日常生活に必要な環境の維持(17条の6) 等

3. 離島振興法の体系



国、地方公共団体その他の者による
離島振興計画に基づく事業の実施
(法第5条)

※「主務大臣」は、国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣

離島振興法の一部を改正する法律 概要

令和4年11月28日公布
令和5年4月1日施行

旧法に規定されている主な事項

「」内の条文は一部要約したもの

1. 法の目的

「領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全等重要な役割を担う離島が、厳しい自然的社会的条件下にあることに鑑み、地域における創意工夫を生かしつつ、離島の振興のための特別の措置を講ずることによって、無人の離島の増加及び人口の著しい減少の防止や定住の促進を図り、あわせて国民経済の発展及び国民の利益の増進に寄与することを目的とする。」

2. 国の責務

「国は、離島の振興のため必要な施策を総合的かつ積極的に策定し、及び実施する責務を有する。」

3. 離島振興対策実施地域の指定

4. 離島振興基本方針

5. 離島振興計画

「都道府県は、離島振興基本方針に基づき、離島振興計画を定めるよう努めるものとする。」(策定時は市町村が案を作成) 基本的な方針のほか、交通、通信、産業、雇用、生活環境、医療、介護、福祉、教育、再エネ、防災等について記載

6. 補助割合の特例、離島活性化交付金等

7. 離島に対する各種配慮規定

- 【公共事業について特別の配慮】
- 【地方債について特別の配慮】
- 【医療】
 - ・医師の確保等の医療の充実について適切な配慮
- 【介護・福祉】
 - ・介護サービスの提供、従事者確保等について適切な配慮
 - ・福祉施設の整備等について適切な配慮
- 【交通・通信】
 - ・交通の確保充実等について**特別の配慮**
 - ・高度情報通信ネットワーク等の充実について適切な配慮
- 【産業振興】
 - ・農林水産業の生産基盤強化等について適切な配慮
- 【就業促進】
 - ・職業能力開発のための施策等について適切な配慮
- 【生活環境整備】
 - ・住宅等、生活環境の確保のための施策について適切な配慮
- 【教育】
 - ・島外の学校に通学する生徒等への支援について適切な配慮
 - ・教職員の確保について**特別の配慮**
 - ・学校教育の充実、生涯学習振興について適切な配慮
- 【エネルギー】
 - ・再生可能エネルギーの利用の推進について適切な配慮
- 【地域文化振興について適切な配慮】
- 【観光振興・地域間交流について適切な配慮】
- 【自然環境の保全再生について適切な配慮】
- 【防災】
 - ・防災対策の推進について適切な配慮
- 【その他法律の規定の運用等について適切な配慮】

今般の改正事項

I. 総則的事項

(1) 目的の改正【第1条】

- ①離島の役割として、多様な再生可能エネルギーの導入及び活用を追加
- ②離島振興において、「**関係人口**」のような島外の人材を巻き込んでいく視点を追加

(2) 都道府県の責務(新設)【第1条の3】

・**都道府県による離島市町村への支援の努力義務を新設**

II. 離島振興計画の記載事項の充実等

(1) 基本方針等に「橋梁の整備」を明記【第3条】

(2) 離島振興計画の記載事項の充実【第4条】

- ①計画の目標及び期間・フォローアップに関する事項
- ②地域の特性に応じた産業振興に関する事項
- ③都道府県による離島市町村への支援に関する事項

(3) 石油製品の価格の低廉化に関する事業の公表を明記【第7条の4】

III. 離島に対する配慮規定の充実

(1) 医療【第10条】

- ・住民が安心して生活できるよう、医師不足等の状況に鑑み、**医師の確保等の医療の充実について特別の配慮とする**。
- ・地理的な制約を和らげ、住民負担の軽減に資する「**遠隔医療**」について配慮規定に明記

(2) 介護・福祉【第10条の2、第11条】

- ・介護の担い手不足が深刻化する中、離島の介護従事者を確保するため「**島内人材等の活用促進**」、「**介護ロボットの導入**」について配慮規定に明記
- ・多様な方々が離島に住み続けられるよう「**障害者福祉**」、「**児童福祉**」についても配慮規定に明記

(3) 交通・通信【第12条、第13条】

- ・「**高速安定航行が可能な船舶などの船舶・航空機に対する設備投資**」、「**ドローンの活用**」について配慮規定に明記
- ・情報通信基盤はICT活用のための基礎的インフラであるため、**高度情報通信ネットワークの充実について特別の配慮とする**。
- ・高度情報通信ネットワークの充実を図る上で離島の負担となりうる「**維持管理**」について配慮規定に明記

(4) 産業振興【第14条】

- ・昨今の社会の変化を踏まえ、「**場所に制約されない働き方の普及**」について配慮規定に明記

(5) 就業促進【第14条の2】

- ・人口減少が進む離島において、担い手確保を図るため、「**高齢者の就業促進**」について配慮規定に明記

(6) 生活環境整備【第14条の3】

- ・定住促進を図る上で有効な空家改修による住宅の確保を促進するため、「**空家活用**」について配慮規定に明記

(7) 教育【第15条】

- ・将来の関係人口にもつながらる「**離島留学**」及び教育の質の向上等につながらる「**遠隔教育**」について配慮規定に明記
- ・小中学校を含む公立学校の教職員の定数・処遇について配慮規定に明記

(8) エネルギー【第17条の3】

- ・全国的な脱炭素化の動きが高まる中、「**再生可能エネルギーの利用推進施策の充実**」や「**地域の実情に応じた再生可能エネルギーの活用**」について配慮規定に明記

(9) 防災【第17条の4】

- ・離島の風水害や地震への対策を進めるため、「**事前防災、減災等に資する国土強靱化**」について配慮規定に明記

(10) 感染症発生時等(新設)【第17条の5】

- ・**感染症が発生した場合等における離島の住民生活の安定及び福祉の向上について配慮規定を新設**

(11) 小規模離島への配慮(新設)【第17条の6】

- ・高齢化が進む**小規模離島**について、**日常生活に必要な環境の維持が図られるよう配慮する規定を新設**

(12) 規制の見直し(新設)【第18条の2】

- ・**離島に係る規制の見直しについて提案があった場合の配慮規定を新設**

IV. 離島振興法の法期限の延長【附則第2項】

離島振興法の法期限を**10年間延長**する(令和14年度末まで)
※改正後5年経過した場合、必要に応じて見直し等を講じる

8. 離島振興法の法期限(令和4年度末まで)